明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（六五）　二
○水先法施行令の一部を改正する政令（六六）　二
○食品表示法の施行期日を定める政令（六七）　二
○食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（六八）　三
○社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六九）　三

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務一一）　六
○財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令（財務六）　六

〔告　示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（内閣府四一）　六
○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件（総務六四）　六
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（同六五）　六
○除籍の一部が滅失した件（法務一三八）　七
○商業登記規則第三十六条第二項等の規定による電磁的記録の方式等の一部を改正する件（同一三九）　七
○商業登記規則第三十五条の二第一項第一号の規定による磁気ディスクの方式等を定める件（同一四〇）　七
○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約への締約国の追加に関する件（外務六七）　八
○国税通則法第百二十三条第二項に規定する交付手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（国税庁六）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五〇六～五一一）　八

〔国会事項〕

内閣府　警察庁　法務省　〔人事異動〕　九

〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団、特定保険募集人の所在の確知等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第六五号）（経済産業省）

1　交流用の電力量計（当該電力量計により計量した電力量の情報を電磁的方式により送信する機能を有する装置を有するものに限る。）について、検定に係る手数料の額を引き下げることとした。（別表第二第八号関係）

2　二以上の電気計器が構造上一体となっているもののうち、同種の別表第二第八号ハに掲げる電力量計（最大電力が同じものに限る。）のみを二以上有するものについて、検定に係る手数料の額を引き下げることとした。（別表第二備考第三号関係）

3　この政令は、平成二七年三月七日から施行することとした。

◇水先法施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（国土交通省）

1　強制水先の適用区域である横浜川崎区において水先人を乗り込ませなければならない船舶を、総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶（危険物積載船以外の船舶であって総トン数一万トン未満のものにあっては、神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島西端から三二九度七一〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにこれに接続する運河水面を航行するものに限る。）及び総トン数三、〇〇〇トン未満の危険物積載船とすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二七年八月一日から施行することとした。

◇食品表示法の施行期日を定める政令（政令第六七号）（消費者庁）

食品表示法（平成二五年法律第七〇号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。